

IV 公 共 料 金 、 助 成 ・ 融 資 制 度 等

1 保育所徴収金

札幌市		
ア 市徴収基準額表	入所児童の属する世帯の階層区分	
	区分	定 義
	A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付」受給世帯
	B 1	市町村民税が非課税の世帯
	C 1	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯
	D 1	48,600円以上 67,000円未満
	D 2	67,000円以上 97,000円未満
	D 3	97,000円以上 140,000円未満
	D 4	140,000円以上 169,000円未満
	D 5	169,000円以上 254,000円未満
	D 6	254,000円以上 301,000円未満
	D 7	301,000円以上 341,000円未満
	D 8	341,000円以上 397,000円未満
	D 9	397,000円以上
	ひとり親家庭等(母子(父子)家庭の世帯、障がい者(児)同居世帯)の世帯に係る負担額	
	B 0	市町村民税が非課税の世帯
	C 0	A階層及びB階層を除き、市町村民税の所得割額がいずれかの区分に該当する世帯
	D01	48,600円以上 67,000円未満
	D02	67,000円以上 77,101円未満
	(備考)	
	①3歳児以上の利用者負担額は、令和元年10月からの幼児教育・保育無償化に伴い、無料となります。	
	②階層区分について	
	・保育料の階層区分は、世帯の市町村民税額が「課税」か「非課税」か、「課税」の場合(均等割のみ課税の場合を含む)	
	・市民税の所得割額を計算する場合には、住宅借入金等特別税額控除、配当控除、寄付金税額控除、外国税額控除、	
	・階層区分は、4月～8月は前年度分の市町村民税の所得割額、9月～翌年3月は当年度分の市町村民税の所得割額	
	③多子軽減について	
	・同一世帯から2人以上の就学前児童が、幼稚園、保育所、認定こども園、企業主導型保育施設、特別支援学校幼稚園、最も年齢の高い児童については上表の金額となり、最も年齢の高い児童から数えて2人目以降の児童については無料	
	・C1、D1、D2、D3、D4、C0、D01、D02階層(☆の階層)については、多子軽減にかかる年齢制限を撤廃し、保護者と生計※別居している場合でも、生活費や学資金、療養費等を常に送金している場合や、余暇には起居を共にしている場合	
イ 第二子以降軽減状況	「ア(備考) ③多子軽減について」のとおり	
ウ 保育料収納率	99.17 % (令和4年度現年度分)	

仙

ア 市徴収基準額表						
階層区分	階層認定の基準		保育利用(2号・3号認定)3歳未満児			
			利用者負担額(主食費・副食費含む)			
			保育標準時間		保育短時間	
			第1子	第2子	第1子	第2子
A	生活保護世帯		円	円	円	円
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0	0
C1	市町村民税均等割課税世帯		7,650	2,290	7,650	2,290
C2	市町村民税所得割課税世帯	所得割額 48,600円未満	8,860	2,650	8,860	2,650
C3		54,000円未満	11,700	3,970	11,700	3,970
C4		57,700円未満	15,300	5,810	15,300	5,810
		69,000円未満				
C5		77,101円未満	20,700	8,690	20,400	8,600
		83,000円未満				
C6		97,000円未満	27,400	12,600	27,000	12,400
C7		114,000円未満	33,500	16,750	33,000	16,500
C8		134,000円未満	39,000	19,500	38,400	19,200
C9		169,000円未満	44,500	22,250	43,800	21,900
C10		221,000円未満	49,900	24,950	49,100	24,500
C11		301,000円未満	55,400	27,700	54,500	27,250
C12		397,000円未満	59,200	29,600	58,200	29,100
C13		457,000円未満	62,400	31,200	61,400	30,700
C14		519,000円未満	65,200	32,600	64,100	32,050
C15		611,000円未満	67,600	33,800	66,500	33,250
C16		611,000円以上	70,000	35,000	68,900	34,450
	市町村民税の未申告または確認のできない世帯					
	・令和5年4月から教育・保育給付認定を受けて教育・保育施設、地域型保育事業(小規模保育・保施設等)を利用する場合は、各施設で設定した利用者負担額をご負担いただくことになります。 ・第3子以降の利用者負担額(保育料)及び副食費の負担はありませんが、主食費はご負担いただきます。 ・その他、施設によって個別の費用(教材費、行事費など)が発生する場合があります。施設に直接 注) 1. 年齢について p ・【教育利用(1号認定)】は、満年齢です。 ・【保育利用(2・3号認定)】は、令和5年3月31日時点の年齢(クラス年齢)です。 2. 利用者負担額<保育料>の階層認定および副食費徴収免除判定の基準について ・児童の父母(保護者)の市町村民税所得割額の合計により決定します。なお、税額控除(配当控【4月～8月分】:令和4年度の市町村民税(令和3年1月～12月収入分) 【9月～翌3月分】:令和4年度の市町村民税(令和4年1月～12月収入分) ・政令指定都市の所得割額は6%の税率を適用して計算します。 ・児童の父母の市町村民税により判定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務者を合算 ・課税額の確認ができない場合は、利用者負担額は最高階層(C16)となります。					
イ 第二子以降軽減状況	以下の各区分に該当するお子さまを年齢の低い順に第1子、第2子、第3子と数えます。第2子のお子さまは表の「第2子」欄が適用され、第3子以降のお子さまの利用者負担額は無料となります。 ○教育利用(1号認定) 同一世帯の小学校3年生以下と対象施設(*)に入所又は利用している未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) ○保育利用(2・3号認定) 対象施設(*)に入所又は利用している同一世帯の未就学児童が対象です。(一時預かりは除きます) *対象入所施設: 保育所、幼稚園(プレ幼稚園を除く)、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚園部、 児童心理治療施設、企業主導型保育施設 対象利用制度: 児童発達支援、医療型児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援 ○保育利用(2・3号認定)3歳未満児で所得割額57,700円未満(C4階層の一部～C1階層)の世帯保護者と生計が同一の子等が対象です。					
ウ 保育料収納率	現年度分 :99.24% 滞納繰越分:31.94%					

台市

教育利用(1号認定)満3歳以上児				階層認定の基準
利用者負担額	副食費		主食費	
	1号認定 第1子 第2子	2号認定 第1子 第2子		
無償	免除	免除	施設で 定める額	生活保護世帯
				市町村民税非課税世帯
				市町村民税均等割課税世帯
	市町村民税所得割額 57,700円未満			
	77,101円未満			
	施設で 定める額	施設で 定める額		77,101円以上
市町村民税の未申告または 確認できない世帯				

育ママ・地域枠の事業所内保育)を利用する場合(一時預かりを除く)に適用します。認可外保育
ます。
ご確認ください。

除・住宅借入金等特別税額控除・寄附金税額控除等)の適用を受ける前の金額により決定します。

する場合があります。

		さい		い		た		ま		市		
ア 市徴収基準額表	各 月 初 日 の 利 用 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分											
	階層区分		定 義									
	第 1	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯及び保護者が里親である世帯										
	第 2	市町村民税非課税世帯										
	第 3	市町村民税均等割額のみの世帯										
	第 4	48,600円未満										
	第 5	48,600円以上 63,900円未満										
	第 6	63,900円以上 97,000円未満										
	第 7	97,000円以上 137,600円未満										
	第 8	137,600円以上 169,000円未満										
	第 9	169,000円以上 301,000円未満										
	第 10	301,000円以上 397,000円未満										
	第 11	397,000円以上										
	※ 利用者負担額に係る表中の児童年齢については、令和4年4月1日時点の年齢となります。											
	※ 各階層における市町村民税とは、住宅借入金等特別控除等の税額控除(調整控除を除く)前の税額を言います。											
	※ 政令指定都市では平成30年度より市民税所得割額の税率が8%となりましたが、利用者負担額の決定においては従前の6%に換算された金額を使用しています。											
	イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	●二人以上の児童が保育園・幼稚園・認定こども園等に在籍している場合 最も年齢の高い児童(1人目)…………… 通常利用者負担額 次に年齢の高い児童(2人目)……………通常利用者負担額の2分の1 その他の児童(3人目以降)…………… 無料 ●年収360万円未満相当の多子世帯におけるきょうだいの人数のカウントについて、上の子の年齢制限を撤廃。 ●年収360万円未満相当の要保護世帯等について、1人目を通常利用者負担額の2分の1(ただし市第6階層の一部(市町村民税所得割額63,900円以上77,101円未満)に該当する児童は0～2歳児9,000円、2人目以降を無料とする。										
	ウ 保 育 料 収 納 率	97.2%(令和4年度) 現年度分:99.48% 過年度分:13.69%										

区 分		千 葉 市									
ア	市徴収基準額表	令和5年度保育料(月額)		保育標準時間				保育短時間			
		階層 区分	定 義	3歳以上児		3歳未満児		3歳以上児		3歳未満児	
				基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額	基準額	1/2額
		A	生活保護法による被保護世帯(単給世帯を含む。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付を受けている者が属する世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
		B	A階層、C2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0
		C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯	0	0	4,110	2,050	0	0	4,040	2,020
		C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	0	0	6,170	3,080	0	0	6,070	3,030
		D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯	0	0	11,180	5,590	0	0	10,990	5,490
		D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	0	0	14,960	7,480	0	0	14,710	7,350
		D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	0	0	18,840	9,420	0	0	18,520	9,260
		D4	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上97,000円未満の世帯	0	0	26,650	13,320	0	0	26,200	13,100
		D5	A階層を除き市民税所得割課税額 97,000円以上112,000円未満の世帯	0	0	33,450	16,720	0	0	32,880	16,440
		D6	A階層を除き市民税所得割課税額 112,000円以上132,000円未満の世帯	0	0	40,760	20,380	0	0	40,070	20,030
		D7	A階層を除き市民税所得割課税額 132,000円以上169,000円未満の世帯	0	0	44,000	22,000	0	0	43,250	21,620
		D8	A階層を除き市民税所得割課税額 169,000円以上203,800円未満の世帯	0	0	51,690	25,840	0	0	50,810	25,400
		D9	A階層を除き市民税所得割課税額 203,800円以上301,000円未満の世帯	0	0	54,330	27,160	0	0	53,410	26,700
		D10	A階層を除き市民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満の世帯	0	0	57,460	28,730	0	0	56,480	28,240
		D11	A階層を除き市民税所得割課税額 397,000円以上480,000円未満の世帯	0	0	60,600	30,300	0	0	59,570	29,780
		D12	A階層を除き市民税所得割課税額 480,000円以上671,800円未満の世帯	0	0	65,750	32,870	0	0	64,630	32,310
		D13	A階層を除き市民税所得割課税額 671,800円以上の世帯	0	0	70,900	35,450	0	0	69,690	34,840
		要保護		世帯等							
C1	A階層、B階層並びにC2階層及びD1～D13階層を除き 市町村民税所得割非課税世帯	0	0	2,050	0	0	0	0	2,020	0	
C2	A階層を除き市民税所得割課税額 48,600円未満の世帯	0	0	3,080	0	0	0	0	3,030	0	
D1	A階層を除き市民税所得割課税 48,600円以上51,500円未満の世帯	0	0	5,590	0	0	0	0	5,490	0	
D2	A階層を除き市民税所得割課税額 51,500円以上56,600円未満の世帯	0	0	7,480	0	0	0	0	7,350	0	
D3	A階層を除き市民税所得割課税額 56,600円以上74,000円未満の世帯	0	0	9,000	0	0	0	0	9,000	0	
D4*	A階層を除き市民税所得割課税額 74,000円以上77,101円未満の世帯	0	0	9,000	0	0	0	0	9,000	0	
D4	A階層を除き市民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満の世帯	基準額									
※階層区分は、4月～8月は前年度の市民税額に基づく利用者負担額、9月～翌年3月は当年度の市民税額に基 ※階層区分認定の基礎となる課税額は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額 ※利用者負担額は、児童の父母の課税額の合計により算定するほか、同居の祖父母など父母以外の扶養義務		つく利用者負担額となります。 控除、配当割除除及び株式等譲渡所得割除除の適用はありません。 者の課税額から決定する場合があります。									
イ	第二子以降軽減状況	●同一世帯から就学前児童が2人以上同時に、下記対応施設を利用している場合、その中で最も年齢の高い ※対応施設 保育所(園)・幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定)・認定こども園(就学前の子ども 第2項に規定)・児童心理治療施設(児童福祉法第43条の5に規定)・児童発達支援(児童福祉 ●平成28年度からの多子軽減制度の拡大により、以下の利用者負担額軽減を行います。 ①父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円未満の世帯では、何人目か 軽減に加え、要保護世帯等料金も適用となります。 ②父母等(保育料算定対象者)の市民税所得割課税額の合算額が57,700円以上～77,101円未満 し、要保護世帯等料金も適用となります。 【要保護世帯等】ひとり親世帯、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者手帳のいずれかの交付を受けた者		児童(1人目)の保育料は基準額、次に年齢の高い児童(2人目)の保育料は1/2額、その他の児童(3人目以降)の保育料は無料とします。 に関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第6条第2項に規定)・特別支援学校幼稚園(学校教育法(昭和22年法律第26号)第76条 法第6条の2第2項に規定)・医療型児童発達支援(児童福祉法第6条の2第3項に規定) を決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃します。また、下記要保護世帯等に該当する場合は、前述の の世帯が、下記要保護世帯等に該当する場合は、何人目かを決定する際の算定対象となる児童の年齢制限と同時入所要件を撤廃 又は国民年金の障害基礎年金の受給者が同一生計に属する世帯							
		ウ 保 育 料 収 納 率		99.3%(令和4年度現年)							

		川				崎				市				
ア 市徴収基準額表														
イ 第二子以降軽減状況 (令和5年度) ※令和3年9月改	階層 区分			保育所、認定こども園(2号、3号) 小規模保育(A型) 事業所内保育(保育所型)				小規模保育B型、 事業所内保育(小規模型)				家庭的保育、 小規模保育C型		(参考) 国が定める 上限額 保育標準時間
				保育標準時間		保育短時間		保育標準時間		保育短時間				
				3歳未満児保育料				3歳未満児保育料				3歳未満児保育料		
		基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	基 本 保育料	第2子	3歳未満		
A	被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給者、小規模住居型児童養育事業を行う者又は里親である保護者	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
C 1	市民税均等割のみ	5,300	2,650	5,200	2,600									
C 2	市民税所得割課税額 5,000円未満	6,300	3,150	6,100	3,050							19,500		
C 3	5,000円以上 48,600円未満	7,100	3,550	6,900	3,450									
C 4	48,600円以上 50,400円未満	9,200	4,600	9,000	4,500									
C 5	50,400円以上 60,000円未満	11,700	5,850	11,500	5,750									
C 6	60,000円以上 70,800円未満	14,700	7,350	14,400	7,200									
C 7	70,800円以上 84,600円未満	18,200	9,100	17,800	8,900									
C 8	84,600円以上 97,000円未満	22,000	11,000	21,600	10,800									
C 9	97,000円以上 108,600円未満	25,700	12,850	25,200	12,600									
C 10	108,600円以上 123,000円未満	29,500	14,750	28,900	14,450									
C 11	123,000円以上 138,600円未満	33,300	16,650	32,700	16,350									
C 12	138,600円以上 154,200円未満	37,200	18,600	36,500	18,250									
C 13	154,200円以上 169,000円未満	41,200	20,600	40,500	20,250									
C 14	169,000円以上 183,900円未満	45,200	22,600	44,400	22,200									
C 15	183,900円以上 204,600円未満	50,000	25,000	49,100	24,550									
C 16	204,600円以上 234,600円未満	54,500	27,250	53,500	26,750									
C 17	234,600円以上 258,600円未満	57,000	28,500	56,000	28,000									
C 18	258,600円以上 276,600円未満	59,000	29,500	58,000	29,000									
C 19	276,600円以上 301,000円未満	60,500	30,250	59,400	29,700									
C 20	301,000円以上 321,700円未満	65,500	32,750	64,300	32,150									
C 21	321,700円以上 341,200円未満	70,000	35,000	68,800	34,400									
C 22	341,200円以上 366,700円未満	73,000	36,500	71,700	35,850									
C 23	366,700円以上 397,000円未満	74,000	37,000	72,700	36,350									
C 24	397,000円以上 475,300円未満	81,500	40,750	80,100	40,050									
C 25	475,300円以上	82,800	41,400	81,400	40,700									
注1 この表の市民税の額は、令和5年4月～令和5年8月分保育料については、世帯の令和4年度市民税額の世帯の令和5年度市民税額の年額となります(配当控除、住宅借入金等特別控除、市町村等に対する寄附注2 3歳以上の保育料は無料です。 注3 第2子保育料とは、同一世帯から2人以上の就学前児童が給付対象施設又は事業を利用している場合(保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合を含む。)の第(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども注4 第3子以降の保育料については無料です。この第3子以降とは、同一世帯から3人以上の就学前児童が支援学校幼稚園、企業主導型保育事業の通常保育、児童心理治療施設又は児童発達支援及び医療型(ひとり親世帯等への経済的負担の軽減についての適用がある方は、第何子かを決定する場合の子ども注5 児童の年齢が年度途中で3歳に達した場合でも、年度中は3歳未満児の額を適用します。 注6 延長保育を利用する場合は、別途延長保育料が必要です。(A・B 階層を除く)		年額、令和5年9月～令和6年8月分保育料については、金控除の適用はありません。)。 (幼稚園、特別支援学校幼稚園、企業主導型保育事業の通常2子目の保育料です。)の年齢制限が撤廃されています。) 給付対象施設又は事業を利用している場合(幼稚園、特別児童発達支援を利用している場合を含む。)です。)の年齢制限が撤廃されています。)												
ウ 保育料収納率		99.61%(令和4年度決算)												

横 浜 市																	
ア 市徴収基準額表 イ 第二子以降軽減状況	令和5年4月1日現在																
	負担 区分	認定区分	1号		2号(3歳児～)				3号(0～2歳児)				3号(0～2歳児)				
		対象施設・事業	認定こども園(教育利用) 幼稚園		認定こども園(保育利用)、認可保育所				認定こども園(保育利用)、認可保育所				小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問 型保育事業、新制度対象の事業所内保育事業				
		きょうだい区分	第1子	第2子	第1子		第2子		第1子		第2子		第1子		第2子		
		保育必要時間			標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	
	A	生活保護世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	B	市民税非課税	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	C	市民税均等割のみ	0	0	0	0	0	0	6,700	6,500	2,300	2,200	4,000	3,900	1,600	1,500	
	市民税所得割額※	D1	市民税所得割課税額 10,000円以下	0	0	0	0	0	0	8,200	8,000	2,900	2,800	5,100	5,000	2,100	2,000
		D2	10,001 円以上 ～ 48,600 円以下	0	0	0	0	0	0	10,000	9,800	3,500	3,400	6,300	6,100	2,500	2,400
		D3	48,601 円以上 ～ 50,400 円以下	0	0	0	0	0	0	12,500	12,200	4,400	4,300	8,600	8,400	3,400	3,300
		D4	50,401 円以上 ～ 57,700 円以下	0	0	0	0	0	0	14,500	14,200	5,100	5,000	10,800	10,600	4,300	4,200
		D5	57,701 円以上 ～ 77,100 円以下	0	0	0	0	0	0	16,500	16,200	5,800	5,700	13,100	12,800	5,100	5,000
		D6	77,101 円以上 ～ 97,000 円以下	0	0	0	0	0	0	20,400	20,000	7,100	6,900	19,000	18,600	7,100	6,900
		D7	97,001 円以上 ～ 102,600 円以下	0	0	0	0	0	0	25,000	24,500	8,800	8,600	21,900	21,500	8,800	8,600
		D8	102,601 円以上 ～ 120,600 円以下	0	0	0	0	0	0	29,000	28,500	10,200	10,000	26,900	26,400	10,100	9,900
		D9	120,601 円以上 ～ 138,600 円以下	0	0	0	0	0	0	34,000	33,400	11,900	11,600	31,100	30,500	11,900	11,600
		D10	138,601 円以上 ～ 169,000 円以下	0	0	0	0	0	0	38,000	37,300	13,300	13,000	35,000	34,400	13,300	13,000
		D11	169,001 円以上 ～ 174,900 円以下	0	0	0	0	0	0	41,500	40,700	14,500	14,200	38,100	37,400	14,500	14,200
		D12	174,901 円以上 ～ 192,900 円以下	0	0	0	0	0	0	44,500	43,700	15,600	15,300	41,000	40,300	15,600	15,300
		D13	192,901 円以上 ～ 211,200 円以下	0	0	0	0	0	0	47,500	46,600	21,400	21,000	43,800	43,000	21,400	21,000
		D14	211,201 円以上 ～ 228,900 円以下	0	0	0	0	0	0	50,200	49,300	22,600	22,200	46,200	45,400	22,600	22,200
		D15	228,901 円以上 ～ 246,700 円以下	0	0	0	0	0	0	53,000	52,000	23,900	23,400	48,800	47,900	23,900	23,400
		D16	246,701 円以上 ～ 255,700 円以下	0	0	0	0	0	0	55,000	54,000	24,800	24,300	50,600	49,700	24,800	24,300
		D17	255,701 円以上 ～ 264,700 円以下	0	0	0	0	0	0	57,000	56,000	25,700	25,200	52,200	51,300	25,700	25,200
D18		264,701 円以上 ～ 273,700 円以下	0	0	0	0	0	0	58,000	57,000	26,800	26,300	53,600	52,600	26,800	26,300	
D19		273,701 円以上 ～ 282,700 円以下	0	0	0	0	0	0	59,000	57,900	27,900	27,400	55,000	54,000	27,500	27,000	
D20		282,701 円以上 ～ 291,700 円以下	0	0	0	0	0	0	60,000	58,900	29,000	28,500	55,300	54,300	27,700	27,200	
D21		291,701 円以上 ～ 301,000 円以下	0	0	0	0	0	0	61,000	59,900	30,100	29,500	55,600	54,600	27,800	27,300	
D22		301,001 円以上 ～ 309,700 円以下	0	0	0	0	0	0	64,500	63,400	33,100	32,500	55,900	54,900	28,000	27,500	
D23		309,701 円以上 ～ 335,800 円以下	0	0	0	0	0	0	68,000	66,800	36,200	35,500	56,300	55,300	28,200	27,700	
D24		335,801 円以上 ～ 361,300 円以下	0	0	0	0	0	0	71,500	70,200	39,300	38,600	56,700	55,700	28,400	27,900	
D25		361,301 円以上 ～ 387,700 円以下	0	0	0	0	0	0	73,600	72,300	39,700	39,000	57,200	56,200	28,600	28,100	
D26		387,701 円以上 ～ 397,000 円以下	0	0	0	0	0	0	75,600	74,300	40,000	39,300	57,700	56,700	28,900	28,400	
D27		397,001 円以上	0	0	0	0	0	0	77,500	76,100	42,600	41,800	58,100	57,200	29,100	28,600	
	E0	市民税均等割のみでひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	2,300	2,200	0	0	1,600	1,500	0	0	
	E1	D1階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	2,900	2,800	0	0	2,100	2,000	0	0	
	E2	D2階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,500	2,400	0	0	
	E3	D3階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	
	E4	D4階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	
	E5	D5階層でひとり親世帯等	0	0	0	0	0	0	3,200	3,100	0	0	2,800	2,700	0	0	
「第3子」以降のお子さんの利用料は無料																	
ウ 保 育 料 収 納 率 令和4年度現年度徴収率:99.49%																	

令和5年度利用者負担額(0~2歳児)基準額表

児童の属する世帯の階層区分		利用者負担額(月額・円)			
階層区分	定 義	保育標準時間		保育短時間	
		1人目	2人目	1人目	2人目
A	生活保護法による保護を受けている世帯(単給世帯を含む。)又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯	0	0	0	0
B	市民税非課税世帯	0	0	0	0
C1	均等割のみ課税	6,300	3,150	6,200	3,100
C2	11,800円未満	7,600	3,800	7,500	3,750
C3	11,800円以上 ~ 48,600円未満	9,200	4,600	9,100	4,550
D1	48,600円以上 ~ 52,500円未満	13,400	6,700	13,200	6,600
D2	52,500円以上 ~ 55,000円未満	14,700	7,350	14,500	7,250
D3	55,000円以上 ~ 57,700円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D4	57,700円以上 ~ 64,000円未満	16,300	8,150	16,100	8,050
D5	64,000円以上 ~ 77,101円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D6	77,101円以上 ~ 79,000円未満	18,000	9,000	17,700	8,850
D7	79,000円以上 ~ 86,500円未満	21,300	10,650	21,000	10,500
D8	86,500円以上 ~ 97,000円未満	23,600	11,800	23,200	11,600
D9	97,000円以上 ~ 109,000円未満	26,500	13,250	26,100	13,050
D10	109,000円以上 ~ 124,000円未満	29,100	14,550	28,700	14,350
D11	124,000円以上 ~ 139,000円未満	32,000	16,000	31,500	15,750
D12	139,000円以上 ~ 154,000円未満	34,900	17,450	34,400	17,200
D13	154,000円以上 ~ 169,000円未満	38,000	19,000	37,400	18,700
D14	169,000円以上 ~ 199,000円未満	40,100	20,050	39,500	19,750
D15	199,000円以上 ~ 236,500円未満	43,600	21,800	42,900	21,450
D16	236,500円以上 ~ 260,500円未満	46,200	23,100	45,500	22,750
D17	260,500円以上 ~ 280,200円未満	48,800	24,400	48,000	24,000
D18	280,200円以上 ~ 301,000円未満	50,500	25,250	49,700	24,850
D19	301,000円以上 ~ 339,200円未満	53,200	26,600	52,300	26,150
D20	339,200円以上 ~ 373,000円未満	55,100	27,550	54,200	27,100
D21	373,000円以上 ~ 410,500円未満	56,400	28,200	55,500	27,750
D22	410,500円以上 ~	61,700	30,850	60,700	30,350

- ※1 利用者負担額は令和2年4月2日以降に生まれた児童について、利用者負担額が設定されます。年度途中に入所(園)した場合も同様です。令和5年4月~令和5年8月については令和4年度、令和5年9月~令和6年3月については令和5年度の市区町村民税額等を基に決定します。
課税額に変更があった方、仮決定を受けている方で税資料等を提出する方など、令和5年度の利用者負担額が変更になる方は、令和6年3月末日までに申し出てください。年度をまたいだの変更はできません。
- ※2 利用者負担額は、配当控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、寄附金控除等を控除する前の市区町村民税所得割で算定します。
- ※3 指定都市(相模原市、横浜市、川崎市など)が市民税額を決定している場合、市民税額等に6/8を乗じて算出した額を基に決定します。
- ※4 同一世帯に、※5に該当する就学前児童がいる場合、この児童の出生順により、第2子の児童は基準額表の「2人目」の金額となり、第3子以降の児童については、利用者負担額が100%減額されます(これを多子軽減措置といいます)。ただし、C1~D3階層に該当する方で、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
- ※5 就学前の兄弟が認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業のほか、①企業主導型保育事業、②特別支援学校幼稚部、③福祉型・医療型児童発達支援センター、④児童心理治療施設通所部、⑤児童発達支援事業に入所又は利用している場合は、多子軽減の算定対象人数に含まれます。
減額にあたって、兄弟が上記施設①~⑤に入所又は利用している場合は、年度ごとに保護者からの申し出が必要となりますので、該当する場合は、『利用者負担額きょうだい児多子軽減にかかる申出書』に、入所・利用施設等の在園証明等の必要書類を添え、利用施設等を所管する子育て支援センターまで提出してください。申出書は各子育て支援センターで配付しています。

ひとり親世帯等の利用者負担基準額表

- ※6 ひとり親世帯等で、C1~D5階層に該当する方は、右の利用者負担基準額表が適用され、生計を一にする兄弟等がいる場合は当該兄弟等を年齢制限なく第1子目などとして数えます。
なお、ひとり親世帯等とは、母子・父子世帯及び在宅障害児(者)のいる世帯のうち身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当、障害基礎年金等の受給者のいる世帯をいいます。
- | 階層区分 | 利用者負担額(月額・円) | | | |
|------|--------------|-----|-------|-----|
| | 保育標準時間 | | 保育短時間 | |
| | 1人目 | 2人目 | 1人目 | 2人目 |
| C1 | 2,900 | 0 | 2,900 | 0 |
| C2 | 3,500 | 0 | 3,500 | 0 |
| C3 | 4,200 | 0 | 4,200 | 0 |
| D1 | 4,500 | 0 | 4,500 | 0 |
| D2 | 4,500 | 0 | 4,500 | 0 |
| D3 | 4,900 | 0 | 4,900 | 0 |
| D4 | 4,900 | 0 | 4,900 | 0 |
| D5 | 5,400 | 0 | 5,400 | 0 |
- ※7 里親に養育を委託されている児童の利用者負担額は、0円となります。
- ※8 保護者の失業・傷病などにより大幅に収入が下がる場合、階層区分の変更を受けることができる場合があります。該当する方は利用施設等を所管する子育て支援センターにご相談ください。

保育料金額表①													
保育料金額表②、③に該当しない場合に適用													
		保育料						副食材料費					
年齢区分（令和5年3月31日現在）		3歳未満児（3号認定）						3歳以上児（1号・2号認定）					
3号保育時間区分		保育標準時間認定			保育短時間認定			保育標準時間認定			保育短時間認定		
階層区分		第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降	第1子	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
C	非課税世帯	11,000	0	0	10,800	0	0	免除	免除	免除	免除	免除	免除
市町村民税所得割額	市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）											
	D1	64,800	48,600	円未満	13,300	0	0	13,000	0	0			
	D2A	76,900	57,700	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0			
	D2B	80,000	60,000	円未満	16,300	4,070	0	16,000	4,000	0			
	D3A	102,900	77,101	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0			
市町村民税所得割額	D3B	105,300	79,000	円未満	20,500	5,120	0	20,100	5,020	0	免除	免除	免除
	D4	129,300	97,000	円未満	25,000	6,250	0	24,500	6,120	0			
	D5	152,000	114,000	円未満	29,500	7,370	0	28,900	7,220	0			
	D6	186,600	140,000	円未満	33,000	8,250	0	32,400	8,100	0			
	D7	225,300	169,000	円未満	37,600	9,400	0	36,900	9,220	0			
市町村民税所得割額	D8	265,300	199,000	円未満	43,000	10,750	0	42,200	10,550	0	免除	免除	免除
	D9	401,300	301,000	円未満	48,500	12,120	0	47,600	11,900	0			
	D10	448,000	336,000	円未満	53,500	13,370	0	52,500	13,120	0			
	D11	448,000	336,000	円以上	57,200	14,300	0	56,200	14,050	0			

<保育料金額表①に関する注意点>

○子どもの数え方

第1子……教育・保育施設等〔P.182〕を利用している子どものなかで、最も年齢が高い子

第2子……教育・保育施設等〔P.182〕を利用している子どものなかで、年齢の高い方から2番目の子

第3子以降……高校3年生までの子どものなかで、年齢の高い方から3番目以降の子

※高校3年生までの子どもとは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方で、令和5年度は、平成17年（2005年）4月2日以降に生まれた方が該当します。

※多子世帯については、国の基準を上回る新潟市独自の軽減により、第2子の保育料の軽減額を大きくし、また、第3子の対象範囲を広くするなど、負担軽減を行っています。

保育料金額表②

下記ⅠからⅣの全てに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当しない

(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2)次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困難していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6％課税額）が57,700円未満

Ⅲ

生計を一にする子ども等（※）の人数が本人を含め2人以上

Ⅳ

生計を一にする子ども等（※）の中に小学生以上の年齢の子ども、または本人より年齢の高いきょうだいのうち、教育保育施設等に在籍していない方がいる。

年齢区分（令和5年3月31日現在）		3歳未満児（3号認定）			
保育時間区分		保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分		第2子	第3子以降	第2子	第3子以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	非課税世帯	5,500	0	5,400	0
市町村民税所得割額	市民税額（6％課税額）	算定基準額（6％課税額）			
	D1	64,800	48,600	円未満	6,650
	D2A	76,900	57,700	円未満	8,150

<保育料金額表②に関する注意点>

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が年齢の高い方から2番目の場合は「第2子」、

3番目以降の場合は「第3子以降」と数えます。

保育料金額表③

下記Ⅰ及びⅡに該当する場合に適用

Ⅰ

次の(1)から(3)までの世帯に該当する

(1)母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第1項に規定する配偶者のない女子又は同条第2項に規定する配偶者のない男子で現に児童を扶養している方の世帯

(2)次に掲げる障がい児者を有する世帯（障がい児者が社会福祉施設に入所している世帯を除く。）

ア 身体障害者福祉法第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けている者

イ 療育手帳の交付を受けている者

ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当となる障がい児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者

エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第45条に規定する精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたもの

(3)利用者の扶養義務者の申請に基づき、生活保護法に規定する要保護者その他の市長が特に困難していると認める世帯

Ⅱ

市町村民税所得割課税額（6％課税額）が77,101円未満

年齢区分（令和5年3月31日現在）		3歳未満児（3号認定）			
保育時間区分		保育標準時間認定		保育短時間認定	
階層区分		第1子	第2子以降	第1子	第2子以降
A	生活保護法による被保護世帯等	0	0	0	0
B	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0
C	非課税世帯	5,500	0	5,400	0
市町村民税所得割額	市民税額（8％課税額）	算定基準額（6％課税額）			
	D1	64,800	48,600	円未満	6,650
	D2A	76,900	57,700	円未満	8,150
	D2B	80,000	60,000	円未満	8,150
	D3A	102,900	77,101	円未満	9,000

<保育料金額表③に関する注意点>

・子どもの数え方：生計を一にする子ども等のうち、本人が最も年齢が高い場合は「第1子」、

2番目以降の場合は「第2子以降」と数えます。

	静		岡		市	
ア 市 徴 収 基 準 額 表	◆第2子保育料無償化について◆ 令和5年4月から、0～2歳(クラス年齢)の児童の保育料について、第2子を無償とするとともに、世帯の所得やきょうだいの年齢に関係なく第何子かを決定し、保育料を算定します。					
階層区分	令和4年1月1日時点で静岡市を含む政令指定都市に住所があった人(税率8%) ※		第1子の利用者負担額(月額・円)			
			3号(0～2歳クラス)			
			標準時間	短時間		
A	生活保護世帯等		0	0		
B	市民税均等割非課税世帯		0	0		
C	市民税所得割非課税世帯		7,500	7,500		
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		0	0		
D1	所得割額 64,800円未満		8,500	8,500		
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		3,100	3,100		
D2	80,000円未満		13,300	12,900		
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		5,200	5,000		
D3	89,300円未満		14,800	14,400		
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		5,800	5,600		
D4	102,801円未満		17,500	17,100		
	母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯		7,000	6,800		
D5	129,300円未満		20,500	20,100		
D6	153,300円未満		25,500	24,900		
D7	177,300円未満		31,500	30,900		
D8	225,300円未満		32,500	31,900		
D9	252,000円未満		39,000	38,100		
D10	265,300円未満		42,000	41,100		
D11	281,300円未満		45,000	44,100		
D12	329,300円未満		45,000	44,100		
D13	401,300円未満		46,500	45,600		
D14	452,000円未満		52,000	50,800		
D15	529,300円未満		55,200	54,000		
D16	529,300円以上		57,200	55,600		
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	※ 実際の保育料算定においては、旧税率(6%)を用いて算定するため、上記階層表に保護者様の市民税所得割額を当てはめた場合の保育料階層区分と、(備考) ①令和5年度利用者負担額は、4～8月分を令和4年度の市民税額、9～3月分を令和5年度の市民税額を基に決定いたします。(市民税額は、控除前の金額です。) ②第2子以降の利用者負担額は無料です(給食費、教材費等は無償化の対象外です)。世帯における第何子かを決定する際に対象となる ③この利用者負担額のほか、各園によって給食費などの実費徴収や上乗せ徴収があります。 ④海外に居住していたため日本国内において住民税が課税されていない方についても、当時の収入状況等から住民税の課税相当額を推計 ⑤お子さんが年度途中で誕生日を迎え満3歳となった際に、支給認定区分は3号から2号に変更となりますが、利用者負担額は、満3歳に達する以後の ⑥政令指定都市において、平成30年度分の個人市民税(平成29年分の所得に対して課される個人住民税)から、所得に応じて課される所得割の					
ウ 保 育 料 取 納 率	####					

令和4年1月1日時点で政令指定都市以外の市町村に住所があった人(税率6%)
生活保護世帯等
市民税均等割非課税世帯
市民税所得割非課税世帯
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
所得割額 48,600円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
60,000円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
67,000円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
77,101円未満
母子・父子世帯 在宅障がい児・者のいる世帯
97,000円未満
115,000円未満
133,000円未満
169,000円未満
189,000円未満
199,000円未満
211,000円未満
247,000円未満
301,000円未満
339,000円未満
397,000円未満
397,000円以上

実際に旧税率で計算した保育料階層区分が異なる場合があります。					
調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除、外国税額控除、配当控除、配当割控除、株式等譲渡所得割額控除の税額					
お子さんは、年齢や同居の有無、保育所等の利用に関わらず、保護者様が実際に監護し、生計が同一のお子さんです。					
して利用者負担額を算定いたします。 最初の3月31日までの間は3歳未満児(3号認定児童)と同額の利用者負担額となります。 市民税率が6%から8%に変更されましたが、保育料は旧税率(6%)を用いて算定します。 保護者が監護し生計が同一の子で第何子かを決定した上で、第2子以降の保育料が無料となります。					

浜 松 市									
ア 市 徴 収 基 準 額 表		(単位:円／月)							
		区 分				保育標準時間		保育短時間	
階 層						3号	2号	3号	2号
1		生活保護世帯				3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児
2		市民税 非課税世帯				0	0	0	0
						21	ひとり親世帯等	0	0
						0	0	0	0
						0	0	0	0
3		市民税 所得割非課税世帯				3,000	0	3,000	0
						31	ひとり親世帯等	0	0
						0	0	0	0
						8,100	0	7,900	0
						3,600	0	3,500	0
						3,400	0	3,400	0
4		24,300 円未満				0	0	0	0
						41	ひとり親世帯等	11,400	0
						5,100	0	5,000	0
						3,900	0	3,800	0
						0	0	0	0
5		24,300 円以上 48,600 円未満				13,200	0	12,900	0
						51	ひとり親世帯等	5,900	0
						4,400	0	4,300	0
						0	0	0	0
6		48,600 円以上 60,700 円未満				15,500	0	15,200	0
						61	ひとり親世帯等	6,900	0
						4,900	0	4,800	0
						0	0	0	0
7		60,700 円以上 72,800 円未満				17,800	0	17,500	0
						71	ひとり親世帯等	8,000	0
						5,400	0	5,300	0
						0	0	0	0
8		72,800 円以上 77,101 円未満				20,100	0	19,800	0
						81	ひとり親世帯等	9,000	0
						22,500	0	22,200	0
						10,100	0	9,900	0
9		84,900 円以上				26,100	0	25,700	0
10		97,000 円以上				29,700	0	29,300	0
11		121,000 円以上				33,300	0	32,900	0
12		145,000 円以上				41,000	0	40,400	0
13		169,000 円以上				48,800	0	48,000	0
14		235,000 円以上				56,400	0	55,500	0
15		301,000 円以上				64,000	0	63,000	0
16		349,000 円以上				73,600	0	72,400	0
17		397,000 円以上							
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況		月額保育料欄の下段は、同一世帯から2人入所している場合の第2子の保育料です。 また、同時入所の第3子以降は無料となります。							
ウ 保 育 料 収 納 率		99.70%(令和3年度現年分保育料)							
エ そ の 他		市民税所得割課税が57,700円未満の世帯(ひとり親世帯については77,101円未満)は、保護者と生計が同一の子等であれば年齢に関わらずその子を含めて数えます。							

名 古 屋 市

令和5年度利用者負担額（保育料）基準月額表（令和5年4月～）（2・3号認定子ども）

階 層 区 分			市の基準月額	
			3歳未満児	
			保育標準時間認定	保育短時間認定
A階層	生活保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯		円	円
B階層	令和5年度分（4月分から8月分までは令和4年度分）の市民税	非課税世帯	0	0
		均等割のみ課税世帯	5,700	5,700
C階層	1			
	2	10,000円未満	6,400	6,300
	3	10,000円～40,800円未満	7,500	7,400
	4	40,800円～43,800円未満	11,200	11,100
	5	43,800円～55,200円未満	13,900	13,700
	6	55,200円～67,000円未満	17,500	17,300
	7	67,000円～88,800円未満	22,100	21,800
	8	88,800円～110,000円未満	25,800	25,400
	9	110,000円～131,600円未満	29,400	29,000
	10	131,600円～180,000円未満	34,900	34,400
	11	180,000円～236,800円未満	42,700	42,000
	12	236,800円～281,000円未満	50,300	49,500
	13	281,000円～351,500円未満	58,300	57,400
	14	351,500円～411,800円未満	63,400	62,400
	15	411,800円～518,000円未満	63,900	62,900
	16	518,000円以上	64,000	63,000

※市民税所得割課税額は、税源移譲前の税率を基に算定した額になります。

＜3歳未満児の利用者負担額についての軽減制度＞

①多子世帯軽減制度
C1階層からC5階層及びC6階層のうち市民税所得割額57,700円未満の世帯については、お子さんの年齢を問わず、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

②同時利用軽減制度
C6階層のうち市民税所得割額57,700円以上の世帯及びC7階層からC16階層に該当する世帯で、同一世帯から次の施設などの入所又は利用をしているお子さんが2人以上いる場合、1人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額を適用し、2人目のお子さんの利用者負担額は、上記の表に掲げる金額の2分の1に減額します。また、同一世帯から3人以上のお子さんが利用している場合、3人目以降のお子さんの利用者負担額は無料となります。なお、お子さんの数は年齢が高い順に1人目、2人目と数えます。

保育所、幼稚園、認定こども園、家庭的保育事業等、特別支援学校幼稚部、児童発達支援、医療型児童発達支援、児童心理治療施設、居宅訪問型児童発達支援、企業主導型保育事業

③世帯第3子以降無料制度
18歳に達した以後の最初の3月31日までのお子さんが3人以上いる世帯の第3子以降が、保育所・認定こども園・家庭的保育事業等を利用し、そのお子さんが3歳に達した以後の最初の3月31日までの場合は、利用者負担額は無料になります。

④ひとり親世帯等の軽減制度
次のいずれかに該当する世帯については、利用者負担額を軽減します。
ア）母子及び父子並びに寡婦福祉法に規定する配偶者のいない女子及び男子で現に子どもを扶養している者の属する世帯。
イ）在宅障害者（児）のいる世帯。障害者（児）とは、身体障害者手帳の交付を受けている方、愛護手帳の交付を受けている方、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方、特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金の障害基礎年金の受給者を言います。

階層区分	1人目	2人目以降	1人目、2人目以降の判定の方法
C1階層からC3階層	基準額の半額	0円	①多子世帯軽減制度で判定します。
C4階層からC7階層（所得割額77,101円未満）	3,800円		

		京 都 市															
ア 市 徴 収 基 準 額 表		3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額															
階層 区分		徴収区分 世帯区分	3 号 認 定							(0～2歳児 保育園(所)・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園)							
			基準額							子どもはぐみ応援額							
			保育短時間 認定	保育標準時間認定						保育短時間 認定	保育標準時間認定						
8. 5時間	9時間	9. 5時間		10時間	10. 5時間	11時間	8. 5時間	9時間	9. 5時間		10時間	10. 5時間	11時間				
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②		市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 民 税 課 税 世 帯	③	市民税均等割のみ課税世帯	3,800	4,000	4,100	4,200	4,400	4,500	4,600	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	1,700	
	④	市民税所得割課税額 34,999円以下	6,200	6,400	6,600	6,900	7,100	7,300	7,500	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	⑤	35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,800	7,100	7,400	7,600	7,800	8,100	8,300	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	⑥	42,000円以上 ～ 48,599円以下	7,300	7,500	7,800	8,000	8,300	8,500	8,800	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000	
	⑦	48,600円以上 ～ 58,099円以下	12,800	13,300	13,800	14,200	14,700	15,200	15,600	5,700	5,700	5,800	5,900	6,000	6,100	6,100	
	⑧	58,100円以上 ～ 67,599円以下	16,500	17,000	17,600	18,300	18,800	19,500	20,000	6,700	6,700	6,800	6,900	7,000	7,100	7,100	
	⑨	67,600円以上 ～ 77,100円以下	20,300	21,100	21,700	22,500	23,200	24,000	24,700	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑩	77,101円以上 ～ 86,999円以下	21,200	22,000	22,800	23,500	24,300	25,100	25,800	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑪	87,000円以上 ～ 96,999円以下	22,200	23,000	23,800	24,600	25,500	26,200	27,000	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑫	97,000円以上 ～ 102,599円以下	23,100	24,000	24,900	25,700	26,600	27,400	28,200	8,100	8,100	8,400	8,500	8,700	8,900	8,900	
	⑬	102,600円以上 ～ 110,899円以下	29,100	30,100	31,200	32,300	33,400	34,400	35,400	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	
	⑭	110,900円以上 ～ 124,999円以下	30,000	31,200	32,300	33,300	34,400	35,600	36,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	
	⑮	125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,900	32,000	33,100	34,200	35,400	36,500	37,600	10,400	10,400	10,900	11,100	11,400	11,600	11,600	
	⑯	138,600円以上 ～ 168,999円以下	36,500	37,900	39,200	40,500	41,900	43,200	44,500	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	
	⑰	169,000円以上 ～ 174,599円以下	42,200	43,700	45,200	46,800	48,300	49,800	51,300	13,300	13,300	13,900	14,000	14,200	14,400	14,400	
	⑱	174,600円以上 ～ 211,200円以下	48,200	49,800	51,600	53,400	55,200	56,900	58,600	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	
	⑲	211,201円以上 ～ 300,999円以下	49,900	51,600	53,400	55,300	57,100	58,900	60,700	19,200	19,200	19,700	19,900	20,100	20,400	20,400	
	⑳	301,000円以上 ～ 357,999円以下	57,400	59,400	61,600	63,600	65,800	67,800	69,900	20,100	20,100	20,700	20,900	21,100	21,400	21,400	
	㉑	358,000円以上 ～ 396,999円以下	62,600	64,900	67,100	69,500	71,700	74,100	76,300	20,500	20,500	21,100	21,200	21,400	21,600	21,600	
	㉒	397,000円以上 ～	77,500	80,300	83,100	86,000	88,800	91,600	94,400	25,800	25,800	26,500	26,600	26,800	27,100	27,100	
	保育利用時間について																
	徴収区分			保育利用時間													
保育短時間認定			保育利用時間8時間まで														
保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間		保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで														
	9時間		保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで														
	9. 5時間		保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで														
	10時間		保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで														
	10. 5時間		保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで														
11時間			保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで														
※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																	
※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用場合の金額です。																	
※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。																	
※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。																	
※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。																	

		京 都 市																	
ア 市 徴 収 基 準 額 表		3号認定子ども(地域型保育事業)に係る利用者負担額																	
階層 区分		徴収区分 世帯区分		3 号 認 定 (0～2歳児 小規模保育事業所)															
				基準額						子どもはぐみ応援額									
				保育短時間 認定	保育標準時間認定					保育短時間 認定	保育標準時間認定								
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間				
①		生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
②		市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				
市 民 税 課 税 世 帯		③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,600	3,700	3,800	4,000	4,100	4,200	4,300	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500	1,500				
		④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,400	5,600	5,800	6,000	6,200	6,400	6,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600				
		⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,000	6,200	6,400	6,700	6,900	7,100	7,300	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600				
		⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,200	6,500	6,700	6,900	7,200	7,400	7,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600	2,600				
		⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,600	12,000	12,500	12,900	13,400	13,800	14,200	5,000	5,000	5,000	5,100	5,200	5,300				
		⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	14,100	14,600	15,100	15,700	16,200	16,700	17,200	5,800	5,800	5,900	6,000	6,100	6,200				
		⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	17,400	18,000	18,700	19,400	20,000	20,700	21,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700				
		⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,000	19,700	20,500	21,200	21,900	22,600	23,300	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700				
		⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	21,900	22,800	23,600	24,400	25,300	26,100	26,900	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700				
		⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	22,900	23,800	24,700	25,500	26,400	27,300	28,100	7,000	7,000	7,300	7,400	7,500	7,700				
		⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	27,300	28,400	29,400	30,400	31,500	32,500	33,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000				
		⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	29,600	30,600	31,600	32,700	33,800	34,900	36,000	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000				
		⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	30,600	31,700	32,900	34,100	35,200	36,400	37,500	9,000	9,000	9,400	9,600	9,900	10,000				
		⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,300	34,500	35,800	37,100	38,300	39,600	40,800	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400				
		⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	34,400	35,700	37,000	38,300	39,600	40,900	42,200	11,500	11,500	12,000	12,100	12,300	12,400				
		⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	36,200	37,600	38,900	40,300	41,700	43,100	44,400	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600				
		⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	37,500	38,900	40,300	41,800	43,200	44,600	46,000	16,600	16,600	17,000	17,200	17,300	17,600				
		⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	40,300	41,900	43,400	44,900	46,500	48,000	49,500	17,300	17,300	17,900	18,000	18,200	18,500				
		㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	43,300	44,900	46,600	48,200	49,900	51,500	53,100	17,700	17,700	18,200	18,300	18,500	18,600				
		㉒ 397,000円以上 ～	53,900	56,000	58,000	60,000	62,100	64,000	66,100	22,200	22,200	22,800	22,900	23,100	23,400				
		保育利用時間について																	
		徴収区分		保育利用時間															
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで																	
保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで																	
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで																	
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで																	
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで																	
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで																	
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで																	
※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																			
※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																			
※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。																			
※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。																			
※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。																			

		京 都 市														
ア 市 徴 収 基 準 額 表		3号認定子ども(施設型給付:0～2歳児)に係る利用者負担額														
階層 区分	徴収区分 世帯区分	(0～2歳児 幼稚園型認定こども園)														
		3 号 認 定							基準額							
		基準額							子どもはぐみ応援額							
		保育短時間 認定	保育標準時間認定					保育短時間 認定	保育標準時間認定							
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間		8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間	
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
市 民 税 課 税 世 帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	3,500	3,700	3,800	3,900	4,100	4,200	4,200	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	1,600	
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	5,700	5,900	6,100	6,400	6,600	6,700	6,900	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	6,300	6,600	6,800	7,000	7,200	7,500	7,700	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	6,700	6,900	7,200	7,400	7,700	7,800	8,100	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	2,800	
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	11,800	12,300	12,700	13,100	13,600	14,000	14,400	5,300	5,300	5,400	5,400	5,500	5,600	5,600	
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	15,200	15,700	16,200	16,900	17,400	18,000	18,500	6,200	6,200	6,300	6,400	6,500	6,600	6,600	
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	18,700	19,500	20,000	20,800	21,400	22,200	22,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	
	⑩ 77,101円以上 ～ 86,999円以下	19,600	20,300	21,000	21,700	22,400	23,200	23,800	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	
	⑪ 87,000円以上 ～ 96,999円以下	20,500	21,200	22,000	22,700	23,500	24,200	24,900	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	
	⑫ 97,000円以上 ～ 102,599円以下	21,300	22,200	23,000	23,700	24,600	25,300	26,000	7,500	7,500	7,800	7,800	8,000	8,200	8,200	
	⑬ 102,600円以上 ～ 110,899円以下	26,900	27,800	28,800	29,800	30,800	31,800	32,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700	
	⑭ 110,900円以上 ～ 124,999円以下	27,700	28,800	29,800	30,700	31,800	32,900	33,800	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700	
	⑮ 125,000円以上 ～ 138,599円以下	28,500	29,500	30,600	31,600	32,700	33,700	34,700	9,600	9,600	10,100	10,200	10,500	10,700	10,700	
	⑯ 138,600円以上 ～ 168,999円以下	33,700	35,000	36,200	37,400	38,700	39,900	41,100	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300	
	⑰ 169,000円以上 ～ 174,599円以下	39,000	40,300	41,700	43,200	44,600	46,000	47,300	12,300	12,300	12,800	12,900	13,100	13,300	13,300	
	⑱ 174,600円以上 ～ 211,200円以下	44,500	46,000	47,600	49,300	50,900	52,500	54,100	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800	
	⑲ 211,201円以上 ～ 300,999円以下	46,100	47,600	49,300	51,000	52,700	54,400	56,000	17,700	17,700	18,200	18,400	18,600	18,800	18,800	
	⑳ 301,000円以上 ～ 357,999円以下	53,000	54,800	56,900	58,700	60,700	62,600	64,500	18,600	18,600	19,100	19,300	19,500	19,800	19,800	
	㉑ 358,000円以上 ～ 396,999円以下	57,800	59,900	61,900	64,100	66,200	68,400	70,400	18,900	18,900	19,500	19,600	19,800	19,900	19,900	
	㉒ 397,000円以上 ～	71,500	74,100	76,700	79,300	81,900	84,500	87,100	23,800	23,800	24,500	24,600	24,700	25,000	25,000	
保育利用時間について																
徴収区分		保育利用時間														
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで														
保 育 標 準 時 間 認 定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで														
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで														
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで														
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで														
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで														
		11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで													
※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																
※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。																
※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。																
※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。																
※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、年齢による変更はありません。																

ひとり親世帯等（令和5年度）

この表は、第9階層までのひとり親世帯等が対象です。
下記の金額は第1子にかかる保育料です。第9階層までのひとり親世帯等の第2子以降の保育料は既に無料になっています。

○ 表A-2（0歳～2歳児（保育園（所）・幼保連携型認定こども園・保育所型認定こども園））

徴収区分 世帯区分		保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700	1, 700
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000	3, 000
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	5, 700	5, 700	5, 800	5, 900	6, 000	6, 100	6, 100
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	6, 700	6, 700	6, 800	6, 900	7, 000	7, 100	7, 100
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	8, 100	8, 100	8, 400	8, 500	8, 700	8, 900	8, 900

○ 表B-2（0歳～2歳児（小規模保育事業所・家庭的保育事業所・事業所内保育事業所））

徴収区分 世帯区分		保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500	1, 500
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600	2, 600
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	5, 000	5, 000	5, 000	5, 100	5, 200	5, 300	5, 300
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	5, 800	5, 800	5, 900	6, 000	6, 100	6, 200	6, 200
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	7, 000	7, 000	7, 300	7, 400	7, 500	7, 700	7, 700

○ 表C-2（0歳～2歳児（幼稚園型認定こども園））

徴収区分 世帯区分		保育短時間認定	子どもはぐくみ応援額					
			保育標準時間認定					
			8. 5時間	9時間	9. 5時間	10時間	10. 5時間	11時間
①	生活保護法による被保護世帯及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯	0	0	0	0	0	0	0
②	市民税非課税世帯	0	0	0	0	0	0	0
市民税課税世帯	③ 市民税均等割のみ課税世帯	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600	1, 600
	④ 市民税所得割課税額 34,999円以下	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
	⑤ 35,000円以上 ～ 41,999円以下	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
	⑥ 42,000円以上 ～ 48,599円以下	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800	2, 800
	⑦ 48,600円以上 ～ 58,099円以下	5, 300	5, 300	5, 400	5, 400	5, 500	5, 600	5, 600
	⑧ 58,100円以上 ～ 67,599円以下	6, 200	6, 200	6, 300	6, 400	6, 500	6, 600	6, 600
	⑨ 67,600円以上 ～ 77,100円以下	7, 500	7, 500	7, 800	7, 800	8, 000	8, 200	8, 200

保育利用時間について

徴収区分		保育利用時間
保育短時間認定		保育利用時間8時間まで
保育標準時間認定	8. 5時間	保育利用時間8時間を超えて8時間30分まで
	9時間	保育利用時間8時間30分を超えて9時間まで
	9. 5時間	保育利用時間9時間を超えて9時間30分まで
	10時間	保育利用時間9時間30分を超えて10時間まで
	10. 5時間	保育利用時間10時間を超えて10時間30分まで
	11時間	保育利用時間10時間30分を超えて11時間まで

※ 保育短時間の利用者負担額は、各施設が設定する8時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 保育標準時間の利用者負担額は、各施設が設定する11時間の保育時間の範囲内で利用する場合の金額です。

※ 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税額、9月から翌年3月は当年度分の市民税額により決定します。そのため、年度途中で利用者負担額が変わることがあります。

※ 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除（配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等）は適用されません。

※ 年齢については、当該年度当初の満年齢により決定します。年度途中で満年齢が上がっても、適用される表の変更はありません。

大阪市保育料金額表 2・3号認定（保育認定） 令和5年4月以降

大阪市

(月額、単位：円)

階層 区分	子どもが属する世帯の状況		保育標準時間認定		保育短時間認定	
			多子軽減2人目		多子軽減2人目	
第1	生活保護法による被保護世帯又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに 永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による 支援給付受給世帯		0	0	0	0
第2	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和 5年4月から令和5年8月までの間にあっては令 和4年度分)の市町村民税が非課税である世帯	左記の世帯のうちひとり親世 帯及び在宅障がい児(者)のい る世帯(以下「ひとり親世帯 等」)	0	0	0	0
		左記のうち上記以外の世帯	0	0	0	0
第3	同一世帯の保護者等全員の令和5年度分(令和 5年4月から令和5年8月までの間にあっては令 和4年度分)の市町村民税が課税されている算 定対象保護者等全員の市町村民税の所得割が 非課税である世帯	ひとり親世帯等	2,000	0	2,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	8,100	4,050	8,000	4,000
第4	46,000円未満	ひとり親世帯等	3,500	0	3,500	0
		左記のうち上記以外の世帯	10,100	5,050	10,000	5,000
第5	46,000円以上 48,600円未満	ひとり親世帯等	5,000	0	5,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	11,800	5,900	11,700	5,850
第6	48,600円以上 50,000円未満	ひとり親世帯等	6,000	0	6,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	14,000	7,000	13,800	6,900
第7	50,000円以上 54,000円未満	ひとり親世帯等	7,000	0	7,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	15,700	7,850	15,500	7,750
第8	54,000円以上 57,700円未満 8A	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
	57,700円以上 59,000円未満 8B	ひとり親世帯等	8,000	0	8,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	18,300	9,150	18,100	9,050
第9	59,000円以上 77,101円未満	ひとり親世帯等	9,000	0	9,000	0
		左記のうち上記以外の世帯	21,500	10,750	21,300	10,650
第10	77,101円以上 79,000円未満		21,500	10,750	21,300	10,650
第11	79,000円以上 97,000円未満		24,900	12,450	24,700	12,350
第12	97,000円以上 115,000円未満		28,300	14,150	27,900	13,950
第13	115,000円以上 133,000円未満		32,700	16,350	32,300	16,150
第14	133,000円以上 169,000円未満		39,400	19,700	39,000	19,500
第15	169,000円以上 211,201円未満		45,100	22,550	44,500	22,250
第16	211,201円以上 217,000円未満		45,100	22,550	44,500	22,250
第17	217,000円以上 256,000円未満		50,700	25,350	50,100	25,050
第18	256,000円以上 301,000円未満		53,000	26,500	52,400	26,200
第19	301,000円以上 358,000円未満		59,200	29,600	58,600	29,300
第20	358,000円以上 397,000円未満		61,700	30,850	61,100	30,550
第21	397,000円以上 432,901円未満		65,900	32,950	65,300	32,650
第22	432,901円以上 536,000円未満		65,900	32,950	65,300	32,650
第23	536,000円以上		70,600	35,300	70,000	35,000

- (1) 保護者等
子どもと生計を一にしている父母及びそれ以外の扶養義務者（世帯の最多収入者に限る。）としま
す。
ただし、①父母の年収が103万円以上の場合、又は、②父母以外の扶養義務者の年収がそれぞれ300
万円未満の場合は、父母のみを保護者とします。
なお、父又は母と子どもが別居していても、父母の離婚に伴い別居している、父又は母が子どもを遺
棄しているなどの事情がない限り、子どもと生計を一にしているものとします。
(2) 市町村民税の所得割
寄附金税額控除、外国税額控除、配当割・株式譲渡所得割額控除、配当控除、住宅借入金等特別税額
控除を行う前の額を用いるものとします。
(3) ひとり親世帯
保護者が母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第6項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養し
ている世帯とします。
(4) 在宅障がい児（者）のいる世帯とは、次に掲げる児（者）が現に在宅している世帯とします。
・身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けた者
・特別児童扶養手当の支給対象児
・国民年金の障がい基礎年金等の受給者

			堺		市							
ア 市徴収基準額表					徴 収 金 額 （ 月 額 ） 単位:円							
					3 歳 未 満 児		3 歳 児		4 歳 以 上 児			
	保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定		保育標準時間認定		保育短時間認定	
	0 円		0 円		0 円		0 円		0 円		0 円	
	0		0		0		0		0		0	
	0		0		0		0		0		0	
	10,000		9,800		0		0		0		0	
	12,000		11,700		0		0		0		0	
	17,000		16,700		0		0		0		0	
	25,000		24,500		0		0		0		0	
	30,000		29,400		0		0		0		0	
	40,000		39,300		0		0		0		0	
	45,000		44,200		0		0		0		0	
	54,000		53,000		0		0		0		0	
	56,000		55,000		0		0		0		0	
	67,000		65,800		0		0		0		0	
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	国制度に加え、上のきょうだいの年齢や世帯の所得に制限を設けず、第2子以降の0～2歳児の保育料を無償化											
ウ 保 育 料 収 納 率	令和4年度現年度 99.32％ 過年度 10.49％											

<

岡 山 市										
ア 市 徴 収 基 準 額 表	利用者負担額表(令和4年度)									
	各月初日の教育・保育給付認定子どもの属する世帯の階層区分				利用者負担額 (月額 単位:円)					
					保育標準時間			保育短時間		
	階層区分	定 義			3歳未満児	3歳以上児	3歳未満児	3歳以上児		
	A階層	生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者(同法第11条第2項の単給の場合を含む。)の属する世帯(以下「被保護世帯」という。)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付受給世帯			0	0	0	0		
	B階層	非課税			0	0	0	0		
	C階層	A階層を除き、当該年度分(4月から8月までにあっては、前年度分)の市町村民税(特別区民税を含む。以下同じ。)の額の区分が次の区分に該当する世帯			1	均等割のみ課税	9,000 (4,500)	0	8,800 (4,400)	0
					2	所得割の額が 10,800円未満	10,000 (5,000)	0	9,800 (4,900)	0
					3	10,800円以上 48,600円未満	12,000 (6,000)	0	11,700 (5,850)	0
					4	48,600円以上 57,700円未満	14,000 (7,000)	0	13,700 (6,850)	0
					5	57,700円以上 65,000円未満	16,000 (8,000)	0	15,600 (7,800)	0
					6	65,000円以上 81,000円未満	20,000 (10,000)	0	19,500 (9,750)	0
					7	81,000円以上 97,000円未満	24,000 (12,000)	0	23,500 (11,750)	0
					8	97,000円以上 121,000円未満	28,000 (14,000)	0	27,400 (13,700)	0
					9	121,000円以上 145,000円未満	32,000 (16,000)	0	31,300 (15,650)	0
					10	145,000円以上 169,000円未満	36,000 (18,000)	0	35,300 (17,650)	0
					11	169,000円以上 199,000円未満	40,000 (20,000)	0	39,200 (19,600)	0
12					199,000円以上 229,000円未満	43,000 (21,500)	0	42,200 (21,100)	0	
13					229,000円以上 301,000円未満	45,700 (22,850)	0	44,900 (22,450)	0	
14					301,000円以上 397,000円未満	48,000 (24,000)	0	47,100 (23,550)	0	
15	397,000円以上	55,700 (27,850)	0	54,700 (27,350)	0					
※利用者負担額の決定の基礎となる市町村民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、地方公共 ※同一世帯において、就学前の児童が2人以上同時に利用する場合、第2子の利用者負担額は利用者負担額表の() ※同一一生計の子どもが2人以上いる世帯で世帯の市町村民税所得割額が57,700円未満に該当する場合(ひとり親世帯 表の()内の金額、第3子以降は無料となります。なお、ひとり親世帯等の場合は、第1子は()内の金額(3歳未満児の ※世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、同一一生計の子 が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額(()内の額も含む)からさらに半額となります。 ※年齢について … 利用する年度の年度初日の前日(3月31日)の年齢を基準とします。年度の途中で年齢が変わって				団体等への寄附金控除等の適用を受ける前の額となります。 内の金額となり、第3子以降は無料となります。 等の場合は、77,101円未満)は、子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数え、第2子は利用者負担額 場合は9,000円が上限)、第2子以降は無料となります。 どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用している児童						
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	国制度に加え、世帯の市町村民税所得割額が57,700円以上(ひとり親世帯等の場合は、77,101円以上)であっても、 している児童が3歳未満児でかつ第3子以降に当たる場合は、利用者負担額表の額からさらに半額としている。				同一一生計の子どもが3人以上いる世帯で子どもの年齢にかかわらず年齢の高い順から第1子と数えたときに、保育利用					
ウ 保 育 料 収 納 率	令和4年度実績 現年度 99.57% 過年度 22.31% 合計 95.29% ※公立認定こども園利用料を含む									

広 島 市

広 島 市									
ア 市徴収基準額表	各 月 初 日 の 保 護 者 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分				保育料の額				
					満3歳未満保育認定子ども等		満3歳以上保育認定子ども		
	標準時間認定		短時間認定		標準時間認定		短時間認定		
	円		円		円		円		
	0		0		0		0		
	0		0		0		0		
	7,200		7,050		0		0		
	8,000		7,850		0		0		
	9,200		9,000		0		0		
	10,700		10,500		0		0		
	12,200		11,950		0		0		
	14,250		14,000		0		0		
	18,750		18,400		0		0		
	23,850		23,400		0		0		
	29,750		29,200		0		0		
	35,800		35,150		0		0		
	41,600		40,850		0		0		
	44,500		43,700		0		0		
	49,800		48,950		0		0		
	52,450		51,550		0		0		
55,450		54,500		0		0			
57,250		56,250		0		0			
62,400		61,300		0		0			
(注)上記の税額は、住宅借入金等特別控除などをする前の税額です。									
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	軽減の方法は国に準じている。								
ウ 保 育 料 収 納 率	R4決算 現年度分 99.74% 滞納繰越分 24.30% 計 97.13%								

		北九州市			
ア 市徴収基準額表		(単位:円)			
</					

3歳以上は無償化のため削除

		福岡市																																																																
ア 市徴収基準額表	利用児童の属する世帯の階層区分 <table><thead><tr><th colspan="2">階層区分</th><th colspan="2">区 分 （ 税 額 ）</th></tr></thead><tbody><tr><td>A</td><td colspan="3">・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯</td></tr><tr><td>B</td><td colspan="3">市町村民税非課税世帯</td></tr><tr><td>C1</td><td colspan="3">市町村民税のうち所得割非課税世帯</td></tr><tr><td>C2</td><td>市町村民税のうち所得割が</td><td colspan="2">48,600円未満</td></tr><tr><td>D1</td><td>〃</td><td>48,600円～</td><td>61,000円未満</td></tr><tr><td>D2</td><td>〃</td><td>61,000円～</td><td>73,000円未満</td></tr><tr><td>D3</td><td>〃</td><td>73,000円～</td><td>85,000円未満</td></tr><tr><td>D4</td><td>〃</td><td>85,000円～</td><td>97,000円未満</td></tr><tr><td>D5</td><td>〃</td><td>97,000円～</td><td>126,000円未満</td></tr><tr><td>D6</td><td>〃</td><td>126,000円～</td><td>149,000円未満</td></tr><tr><td>D7</td><td>〃</td><td>149,000円～</td><td>169,000円未満</td></tr><tr><td>D8</td><td>〃</td><td>169,000円～</td><td>255,000円未満</td></tr><tr><td>D9</td><td>〃</td><td>255,000円～</td><td>301,000円未満</td></tr><tr><td>D10</td><td>〃</td><td>301,000円～</td><td>397,000円未満</td></tr><tr><td>D11</td><td>〃</td><td colspan="2">397,000円以上</td></tr></tbody></table> 注1 第何子かを決定する際は、保育施設等を同時利用している必要はなく、きょうだいの年齢制限ただし、第1子が就学や療養等の関係で別居している場合は、第2子以降であることの確認が 注2 税額区分の市町村民税額については、福岡市をはじめとする政令市は税率8％を適用されて 注3 階層区分認定の際の基礎となる課税額は、住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税 注4 保育料は児童の当該年度初日の前日時点の年齢により決定されますので、年度の途中で3歳のまた、年度途中で入所した場合も当該年度初日の前日時点の年齢により決定されます。		階層区分		区 分 （ 税 額 ）		A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯			B	市町村民税非課税世帯			C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯			C2	市町村民税のうち所得割が	48,600円未満		D1	〃	48,600円～	61,000円未満	D2	〃	61,000円～	73,000円未満	D3	〃	73,000円～	85,000円未満	D4	〃	85,000円～	97,000円未満	D5	〃	97,000円～	126,000円未満	D6	〃	126,000円～	149,000円未満	D7	〃	149,000円～	169,000円未満	D8	〃	169,000円～	255,000円未満	D9	〃	255,000円～	301,000円未満	D10	〃	301,000円～	397,000円未満	D11	〃	397,000円以上	
	階層区分		区 分 （ 税 額 ）																																																															
	A	・生活保護法による被保護世帯 ・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による支援給付受給世帯																																																																
	B	市町村民税非課税世帯																																																																
	C1	市町村民税のうち所得割非課税世帯																																																																
	C2	市町村民税のうち所得割が	48,600円未満																																																															
	D1	〃	48,600円～	61,000円未満																																																														
	D2	〃	61,000円～	73,000円未満																																																														
	D3	〃	73,000円～	85,000円未満																																																														
	D4	〃	85,000円～	97,000円未満																																																														
	D5	〃	97,000円～	126,000円未満																																																														
	D6	〃	126,000円～	149,000円未満																																																														
	D7	〃	149,000円～	169,000円未満																																																														
	D8	〃	169,000円～	255,000円未満																																																														
	D9	〃	255,000円～	301,000円未満																																																														
D10	〃	301,000円～	397,000円未満																																																															
D11	〃	397,000円以上																																																																
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	市独自で令和5年度より第2子無償化を開始。																																																																	
ウ 保 育 料 取 納 率	現年度 97.94 % 過年度 13.07 % 計 91.68 %																																																																	

保 育 料 の 額 （ 月 額 ）		
第1子		第2子以降
保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間
0 円	0 円	0 円
0	0	0
14,200	13,900	0
17,000	16,700	0
19,800	19,400	0
22,600	22,200	0
25,400	24,900	0
28,200	27,700	0
31,900	31,300	0
35,600	34,900	0
39,300	38,600	0
44,600	43,800	0
53,000	52,000	0
64,000	62,900	0
83,200	81,700	0

も設けず、生計を同一にしている児童のうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子としてカウントし、第2子以降の保育料は0円です。
できませんので、第1子の住民票や生計を同一にしている旨の申立書などの提出が必要となります。
いますが、保育料算定にあたっては、旧の税率(6%)を適用した場合の市町村民税額に基づいて算定し、決定します。
額控除・寄附金税額控除等の適用はありません。
誕生日を迎えても、その年度中は保育料は変わりません。

本市 区分	国 区分	徴収金基準額(月額)	
		保育標準時間	保育短時間
A	1	0 円	0 円
B	2	0	0
C1	3	19,500	19,300
C2			
D1	4	30,000	29,600
D2			
D3			
D4			
D5	5	44,500	43,900
D6			
D7			
D8	6	61,000	60,100
D9			
D10	7	80,000 〔保育単価 限 度〕	78,800 〔保育単価 限 度〕
D11	8	104,000 〔保育単価 限 度〕	102,400 〔保育単価 限 度〕

このほか、18歳未満の児童を3人以上養育している場合、第3子以降の児童の就学前3年間の副食費を免除する第3子優遇事業を実施

	熊 本 市																																																																											
ア 市徴収基準額表	令和4年度																																																																											
	<table><tr><th colspan="4">入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分</th></tr><tr><th colspan="4">階層区分</th></tr><tr><td>第1</td><td colspan="3">生活保護世帯</td></tr><tr><td>第2</td><td colspan="3">市民税非課税世帯</td></tr><tr><td>第3－1</td><td>市民税所得割課税</td><td colspan="2">24,300円未満</td></tr><tr><td>第3－2</td><td>〃</td><td>24,300円以上</td><td>48,600円未満</td></tr><tr><td>第4－1</td><td>〃</td><td>48,600円以上</td><td>65,000円未満</td></tr><tr><td>第4－2</td><td>〃</td><td>65,000円以上</td><td>81,000円未満</td></tr><tr><td>第4－3</td><td>〃</td><td>81,000円以上</td><td>97,000円未満</td></tr><tr><td>第5－1</td><td>〃</td><td>97,000円以上</td><td>121,000円未満</td></tr><tr><td>第5－2</td><td>〃</td><td>121,000円以上</td><td>145,000円未満</td></tr><tr><td>第5－3</td><td>〃</td><td>145,000円以上</td><td>169,000円未満</td></tr><tr><td>第6－1</td><td>〃</td><td>169,000円以上</td><td>213,000円未満</td></tr><tr><td>第6－2</td><td>〃</td><td>213,000円以上</td><td>257,000円未満</td></tr><tr><td>第6－3</td><td>〃</td><td>257,000円以上</td><td>301,000円未満</td></tr><tr><td>第7－1</td><td>〃</td><td>301,000円以上</td><td>349,000円未満</td></tr><tr><td>第7－2</td><td>〃</td><td>349,000円以上</td><td>397,000円未満</td></tr><tr><td>第8</td><td>〃</td><td colspan="2">397,000円以上</td></tr></table>				入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分				階層区分				第1	生活保護世帯			第2	市民税非課税世帯			第3－1	市民税所得割課税	24,300円未満		第3－2	〃	24,300円以上	48,600円未満	第4－1	〃	48,600円以上	65,000円未満	第4－2	〃	65,000円以上	81,000円未満	第4－3	〃	81,000円以上	97,000円未満	第5－1	〃	97,000円以上	121,000円未満	第5－2	〃	121,000円以上	145,000円未満	第5－3	〃	145,000円以上	169,000円未満	第6－1	〃	169,000円以上	213,000円未満	第6－2	〃	213,000円以上	257,000円未満	第6－3	〃	257,000円以上	301,000円未満	第7－1	〃	301,000円以上	349,000円未満	第7－2	〃	349,000円以上	397,000円未満	第8	〃	397,000円以上	
	入 所 児 童 の 属 す る 世 帯 の 階 層 区 分																																																																											
	階層区分																																																																											
	第1	生活保護世帯																																																																										
	第2	市民税非課税世帯																																																																										
	第3－1	市民税所得割課税	24,300円未満																																																																									
	第3－2	〃	24,300円以上	48,600円未満																																																																								
	第4－1	〃	48,600円以上	65,000円未満																																																																								
	第4－2	〃	65,000円以上	81,000円未満																																																																								
	第4－3	〃	81,000円以上	97,000円未満																																																																								
	第5－1	〃	97,000円以上	121,000円未満																																																																								
	第5－2	〃	121,000円以上	145,000円未満																																																																								
	第5－3	〃	145,000円以上	169,000円未満																																																																								
	第6－1	〃	169,000円以上	213,000円未満																																																																								
	第6－2	〃	213,000円以上	257,000円未満																																																																								
	第6－3	〃	257,000円以上	301,000円未満																																																																								
	第7－1	〃	301,000円以上	349,000円未満																																																																								
	第7－2	〃	349,000円以上	397,000円未満																																																																								
	第8	〃	397,000円以上																																																																									
注1 表中の年齢については、令和4年3月31日現在の満年齢により決定します。 注2 階層区分は、4月～8月は前年度分の市民税、9月から翌年3月は当年度分 注3 市民税所得割課税額を計算する際、調整控除以外の税額控除(配当控除、																																																																												
イ 第 二 子 以 降 軽 減 状 況	国基準に準じた軽減に加え、第7階層未満の同一世帯の児童のうち18歳未満の第3子																																																																											
ウ 保 育 料 収 納 率	現年度 99.1% 過年度 10.1% 計 89.3%(令和4年度)※還付未済含まず																																																																											
	の市民税により決定します。 住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除等)は適用されません。																																																																											
	以降の保育料を無料としている。																																																																											

2 住宅融資制度

区 分	単位	札幌市	仙台市	さいたま市	千葉市	川崎市	横浜市	相模原市	新潟市	静岡市	浜松市	名古屋市		
(1) 制 度 名		札幌市災害住宅補修資金貸付	-	さいたま市勤労者支援資金融資 (住宅資金)	千葉市被災者住宅建築資金利子補償制度 (平成29年度をもって新規受付終了)	千葉市被災者住宅建築資金利子補償制度 (平成29年度をもって新規受付終了)	川崎市勤労者生活資金貸付制度 (住宅の増改築・修繕費用)	住宅リフォーム等支援事業	相模原市勤労者住宅資金利子補給制度	-	-	浜松市勤労者住宅建設資金等償還利子助成事業	マンション共用部分リフォーム融資利子補給制度	
(2) 申込資格		・本市内に所在する被災家庭又は被災家庭の所有者又は居住者 ・被災家庭について10万円以上の損害を受け、その補修工事を行う方 ・返済時の年齢が80歳未満の方 ・貸付金の償還が確実(収入要件等あり)で、別に定める要件を満たす連帯保証人(1名)を立てられる方 ・市町村民税を滞納していない方	-	次のすべてに該当する勤労者(事業主や専従者等を除く) 1. 市内に1年以上居住している方(市内居住予定を含む。)または市内の事業所に勤務している方 2. 同一事業所に1年以上勤務している方 3. 年齢満18歳以上65歳未満の方で最終の返済月における年齢が71歳未満の方 4. 前年度の市県民税及び固定資産税を完納している方 5. 安定継続した年収(前年税込年収)が150万円以上の方	①被災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、台風被災時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた者 ②市内の被災住宅の補修を行う者又は被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う者 ③被災者住宅建築資金について、令和元年9月9日以降に金融消費貸付契約を金融機関と締結し、令和4年3月31日までに融資の実行を受けた者 ④利子補給を受けようとする継続について、同様の利子補給を他から受けていない者及び他から受けようとしていない者	①被災の証明を市町村から受けた住宅を自己又は親族が所有する方で、震災発生時に自己又は親族が当該被災住宅に居住していた方 2方被災住宅に代わる住宅の新築若しくは購入を市内で行う方 3市内の被災住宅の補修や外費、給排水工事等を行う方 ④住宅建築資金について、平成29年3月11日以降に金融消費貸付契約を金融機関と締結し、平成30年3月31日までに融資の実行を受けた者 融資実行報告書を出している方	次のいずれかに該当する者 (1) 市内に1年以上在住し、同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (2) 市内の同一事業所に引き続き1年以上勤務している民間企業の勤労者 (3) 3年以上前から、引き続き同一事業を行い、労働者を使用しないで事業を行うことを常態とする市内在住者	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者	以下の条件を全て満たす人 1 借入先が神奈川県内の中央労働金庫で融資期間が10年以上 2 利子補給申請時に該当する住宅に居住し、同一事業所に1年以上勤務している 3 市県税を完納している ※すでに住宅を所有している人、事業主や自営業の人を除く ※建て替え、リフォーム、土地のみの購入、融資内容が住宅金融支援機構融資、フラット35は対象外	-	-	・静岡県労働金庫から住宅建設資金を借り入れた勤労者(事業主に雇用されている者) ・市税を完納していること又は市から徴収の猶予もしくは減額の猶予を受けていること ・申請の対象となるマンションの長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされており、これに基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について決議されていること	・「名古屋市マンション」の管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、管理状況の届出をしていること。 ・賃料申請時点で、築15年以上のマンションであって、工事費の見積額が修繕積立金額の2割を上回っていること。 ・利子補給の申請について総会で決議がされていること。 ・申請の対象となるマンションの長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされており、これに基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと。 ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について決議されていること。	
(3) 融資対象住宅		被災家庭 ・市長の災害指定を受けた台風、地震等の被害を受けたもの 傾斜家庭 ・市長が指定する軟弱地盤地域で家庭が傾斜したもののうち市長が別に定める基準に適合するもの ・傾斜が自己の責めに基づかず、補修等について他に責めを負う者がいないこと	-	新築・住宅(中古住宅、マンションを含む)購入、増築、増築、修繕(リフォーム)	令和元年9月9日の令和元年台風15号、令和元年10月12日の令和元年台風19号、令和元年10月25日の大雨により被災し、被災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	東日本大震災により被災し、被災していることの証明を市町村の長から受けた住宅	・市内に建築されている住宅 ・個人が所有する住宅(分譲マンションの場合は、居住者である所有者の中から管理組合等の代表理事者を選任されていること) ・原則として賃貸借契約を締結していないもの	新築、購入または増築する市内の自己所有の住宅	-	-	-	・浜松市内に自ら居住するために購入した新築住宅、専任住宅又は中古住宅(「マンション」を含む) ・居住の用に供する部分の床面積が150㎡以下	・「名古屋市マンション」の管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、管理状況の届出をしていること。 ・賃料申請時点で、築15年以上のマンションであって、工事費の見積額が修繕積立金額の2割を上回っていること。 ・利子補給の申請について総会で決議がされていること。 ・申請の対象となるマンションの長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされており、これに基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと。 ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について決議されていること。	・「名古屋市マンション」の管理の適正化の推進に関する条例」に基づき、管理状況の届出をしていること。 ・賃料申請時点で、築15年以上のマンションであって、工事費の見積額が修繕積立金額の2割を上回っていること。 ・利子補給の申請について総会で決議がされていること。 ・申請の対象となるマンションの長期修繕計画が標準様式に沿って作成・見直しされており、これに基づき算定された修繕積立金額が著しく低額でないこと。 ・長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について決議されていること。
(4) ア 融資対象金額	円	被災家庭 1,200,000円 (市長は別に限度額を定めることができる) 傾斜家庭 2,000,000円 (経費改修工事費の7割以内)	-	500万円以内	融資額10万円以上500万円以下に対する利子補給	融資額100万円以上500万円以下に対する利子補給	10万円～300万円	【利子補給対象限度額】 ①バリアフリーリフォーム工事：350万円 ②マンション共用部分リフォーム工事：150万円／戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ③マンション共用部分工事(アスベスト除去、耐震改修)：150万円／戸、工事費の80%のいずれか少ない額 ④木造住宅耐震改修工事：600万円 ⑤木造住宅耐震補修工事：800万円	100万円～600万円(対象借入金額)	-	-	利子補給対象上限額 3,000,000	利子補給額は、機構の金利が1%・1%未満の場合は、当該金利分) 低利になるように名古屋市が管理組合に対し予算の範囲内において助成。	
イ 利 率	%	年3.0%以下で市長が定める率	-	固定金利年1.2%(別途保証料年0.8%)	年利2.0%以下	年利2.0%以下	年1.4%(別に保証料0.7%または1.2%)	【利子補給率】 ①、②、③：2.0% ④、⑤：借入金利同率	年3%以内	-	-	利子補助金利 0.75	年1%以内	
ク 返済期間		7年以内 (被災家庭は、設置期間6か月を含む)	-	10年以内	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)	当該借入金に係る利子の支払い開始日から5年以内(利子補給期間)	10年以内	【利子補給期間】 ①、②、④、⑤：5年間 ③：10年間	24ヶ月(補給期間)	-	-	利子補助の期間 10年	当該融資に対する初回返済日の属する月から起算して最長10年間。なお、当該融資の返済期間が10年に満たない場合は、最終返済日の属する月までとし、当該融資の全額を繰上返済した場合は、繰上返済を実行した日の属する月まで。	
コ 返済方法		元金均等割賦返済	-	毎月元利均等割賦返済	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用)	元利均等・元金均等月賦償還(ボーナス時増額返済併用)	元利均等割賦返済	-	-	-	-	-	(償還方法) 元利均等月賦償還により算出した利息に相当する額と当該返済額との差額を繰上返済で除した額を2.6乗して得た額を毎年1回、労働金庫を通じて対象者に交付する	
オ 担保・保証人		連帯保証人が必要	-	なし	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
(5) 令和4年度融資実績	件 (円)	0件 0円	-	5件 10,430,000円	令和4年度利子補給件数 30 件 利子補給金額 (878,720円)	令和4年度利子補給件数 0 件 利子補給金額 (0円)	0 0円	30年度をもって事業終了 30年度をもって事業終了	298件 3,988,000円	-	-	令和4年度利子補給件数 246件 23,193,668円	令和4年度利子補給件数 2件 41,666円	
(6) そ の 他		・本市の直接貸付 ・災害指定「平成30年北海道地震(北海道)」	-					住宅の増改築・修繕費用の他に、経費補助金や教育費等の勤労者の生活資金に対する貸付制度。 (5)については、住宅の増改築・修繕費用のみの実績を記載。	住宅リフォーム等において金融機関等から融資を受けた者に対する利子補給金制度。平成30年度をもって新規申込の受付を終了。	利子補給金額は、借入金、借入利率(上限3%)に応じて市で算出した額とし、先に支払った利子額の1/2の額を比較して低いほうの額	-	-	利子補給は、利子補給期間(最長10年間)、毎年交付申請及び受領通知をうけたうえで、利子返還実績に応じて、1年分ずつ交付。	

(注) 利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。

区 分	京都市	大阪市	堺市	神戸市	岡山市	広島市	北九州市	福岡市	熊本市					
(1)制 度 名	京都市あんげん住宅改善資金融資制度 一般リフォーム融資	京都市あんげん住宅改善資金融資制度 バリアフリーリフォーム融資	京都市あんげん住宅改善資金融資制度 エコリフォーム融資	京都市あんげん住宅改善資金融資制度 耐震改修融資	京都市あんげん住宅改善資金融資制度 耐震建て替え融資	京都市あんげん住宅改善資金融資制度 マンション建て替え融資	大塚市新築・子育て世帯向け分譲住宅購入融資利子補給制度	-	-	岡山市平成30年7月豪雨に係る災害復興住宅建設資金等利子補給金	-	-	-	住宅かさ上げ資金貸付
(2) 申込者資格	①自ら居住する住宅のリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35％以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅のバリアフリーリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35％以内に収められる者 ⑤借地上の住宅及び借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①自ら居住する住宅の耐震改修や太陽光発電設備設置などのエコリフォームをする本人または府内に居住するその子（親） ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35％以内に収められる者 ⑤借地上の住宅又は借家のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地又は住宅の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる又は連帯保証人をつけることができる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①耐震診断を受け、危険と診断された木造住宅を除去した後の敷地に、自ら居住するために住宅金融支援機構の融資を受けて住宅のリフォームを行う者 ②最終返済時の年齢が75歳未満である者 ③年間の所得額が1,200万円以下の者、給与収入のみ場合は1,443万円以下の者 ④融資返済月額が平均月収の25～35％以内に収められる者 ⑤借地上の住宅のリフォームをする場合には、当該工事について当該土地の所有者の承諾を得ている者 ⑥取扱金融機関が指定する不動産に抵当権を設定できる者 ⑦取扱金融機関が指定する保証機関の保証を受けることができる者	①高さ又は容積に係る既存不適格となっている分譲マンションに居住する区分所有者で、住宅金融支援機構の融資を受けて建て替えを行う者 ②マンション又は市内の住宅を自ら居住するために取得する者 ③申込時において、新築世帯又は子育て世帯の世帯主である者 (4) 申込月が1月から5月までの場合は即ち年の、申込月が6月から12月までの場合は前年の、所得金額の合計が1,200万円以下の者 (5) 対象融資の融資申込者又は連帯債務者 (6) 申込世帯において、申込者又は配偶者が、過去に申込者又は新築世帯の配偶者として、本制度要綱又は購入融資利子補給金交付要綱に基づく利子補給の対象者として認定を受けたことがない者	平成30年7月豪雨により住宅に被害を受け、岡山市内で住宅の建設購入及び補修のために、7.31までに金融機関等の申し込みをした方 住宅を建設又は購入するとき ① リ災証明書で全壊、大規模半壊又は半壊の判定を受けた方 ※ただし、半壊に至らない場合であっても地震・強震・法面の崩落等により通常の補修では、引き続き居住することが出来ない」と認められた場合は対象 (2) 岡山市内で住宅を建設・購入される方（他市町村からの転入者含む） (3) 令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方 補修するとき ① リ災証明書の発行を受けた方 (2) 岡山市内で被災した住宅を補修する方 (3) 令和3年7月31日までに金融機関等で融資の申し込みをした方	-	-	-	-	-	本市に居住し、本市の市税を滞納していない者であること。貸付金の償還及び利子の支払について、十分な能力を有すると認められる者であること。貸付金の償還について、相応の努力を有すると認められる連帯保証人1人を有する者であること。からしげな事をしようとするにつぎ、正当な権限を有する者であること。		
(3)融資 対 象 住 宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	本市の区域内の住宅	耐震認定・耐震診断を受け、耐震性が低いと診断された本市の区域内の住宅	耐震診断を受け、安全性が低いと診断された木造住宅を除去した後の敷地に、住宅金融支援機構の融資を受けて新築する本市の区域内の住宅	住宅金融支援機構の融資を受けて取得する本市の区域内の建て替え後の分譲マンション又は本市の区域内の住宅	(1) 床面積（マンションの場合は専有面積）が50㎡以上のもの (2) 新築住宅については、建築基準法に規定する検査済証の交付を受けているもの (3) 中古住宅については、新築性を有することが確認できるもの その他条件あり	-	-	本市の区域内の住宅	-	-	-	水害のおそれがある住宅
(4)ア 融資対象金額	抵当権設定：1,500万 その他：300万	300万	350万	一般耐震改修：300万 用地取得型耐震改修：350万	一般耐震建て替え：700万 二戸一化長期優良住宅耐震建て替え融資：1,800万	700万	-	-	建設・新築購入又は中古購入 建設資金 16,500千円 (16,800千円) 土地購入資金 9,700千円 (9,700千円) 聖地資金 4,400千円 (4,400千円) ※リバースモーゲージ 建設資金 21,600千円 (22,000千円) 土地購入資金 9,700千円 (9,700千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) 補修 補修資金 7,300千円 (7,400千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) ※リバースモーゲージ 補修資金 7,300千円 (7,400千円) 聖地資金 4,400千円 (4,500千円) () 内は、令和元年10月1日以降に金融機関等に申し込まれた場合	-	-	-	1,500,000	
イ 利 率	年1.70（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.50（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.20（平成29年10月現在）	年0.1％以上	-	建設・新築購入又は中古購入 ※リバースモーゲージ 補修 ※リバースモーゲージ	年0.63％以内 年2.12％以内 年0.63％以内 年2.12％以内	-	-	-	年3％
ク 返済 期 間	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	抵当権設定：20年 その他：10年	30年（機構返済期間が限度）	30年（機構返済期間が限度）	10年以上	-	当該借入金に係る利子の支払い開始日から10年以内（利子補給期間）	-	-	-	-	10年以内
ニ 返済 方 法	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	元利金等月賦返済（ボーナス払い併用可）	-	-	元利均等・元金均等月賦償還（ボーナス時増額返済併用可）	-	-	-	-	元利均等月賦償還
オ 担保・保証人	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	住宅ローン保証を利用のうえ、抵当権設定又は連帯保証人1名	-	-	-	-	-	-	-	抵当権の設定・連帯保証人1人
(5) 令和4年度融資額	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	0 0	令和4年度利子補給件数15,408件 0 1,257,108,000円	- -	令和4年度利子補給件数62件 4,394,934円	- -	- -	- -	- -	- -
(6)そ の 他	※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	※エコリフォーム融資実績：京都府との協賛により、市域の融資実績とを府市双方で実績として計上 ※平成30年度から新規受付休止	※用地取得型耐震改修：狭小で、耐震性の低い住宅について、借地を取得して行う耐震改修 ※平成30年度から新規受付休止	※二戸一化耐震建て替え：狭小で、耐震性の低い住宅について、借地を取得して行う耐震建て替え ※平成30年度から新規受付休止	※平成30年度から新規受付休止	平成17年から実施	-	※令和3年8月2日で新規受付終了	-	-	-	-	-

〔注〕利子補給等融資に伴う補助事業は含むこととし、単独の住宅施策関連補助金交付事業は含まない。